

**「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る
プロジェクト企画・運營業務の委託に係る提案の評価要領**

1 評価基準及び評価点

- (1) 評価基準及び評価点は、別紙によるものとする。
- (2) 審査員がそれぞれ採点した評価点の平均値を、提案書の評価点とする。

2 審査員

総合企画局政策推進担当局長

同 プロジェクト推進室事業推進担当部長

北区役所地域力推進室長

上京区役所地域力推進室長

総合企画局プロジェクト推進室プロジェクト推進第四課長

提案書の評価基準及び評価点

1 評価基準（評価項目及び配点）

評価項目		評価事項	配点
①	現状認識等	・地域の現状や課題及び本業務の趣旨を的確に把握、理解しているか。また、当該地域の将来像を適切に設定しているか。	15点
②	提案内容	・将来に向けた広がりや可能性を生み出すなど、将来像の実現に向け、的確で実現可能性の高い提案となっているか。	15点
③		・様々な主体と連携し、活性化の動きをエリア全体に広げていける提案となっているか。	15点
④		・おおむね2年のうちに民間主体の取組として事業化するための手立てやスケジュールが具体的に提案されているか。	15点
⑤	業務実施体制	・本業務を確実に遂行するために必要な体制が確保・担保されているか（業務を実施するための知識や経験、ネットワークを含む。）。	15点
⑥	業務実績	・提案内容に類似又は関連する業務を実施した実績があるか。	10点
⑦	見積金額	・10点×（全受託希望者の中の最低提案価格）／（受託希望者の提案価格）	10点
⑧	市内中小企業	・本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者であるかどうか。	5点

2 評価点

- (1) 評価項目：「現状認識等」，「提案内容」，「業務実施体制」，「業務実績」
下記5段階で評価する。

判定	評価	評価点（評価項目番号別）	
		①，②，③，④，⑤	⑥
A	極めて良好	15点	10点
B	良好	12点	8点
C	普通	9点	6点
D	やや不十分	6点	4点
E	不十分	3点	2点

- (2) 評価項目：「見積金額」
10点×（全受託希望者の中の最低提案価格）／（受託希望者の提案価格）
※ 今年度の見積額と次年度の見積額の合計で評価します。
※ 小数点以下切り捨て。

- (3) 評価項目：「市内中小企業」
京都市公契約基本条例における市内中小企業かどうかを下記のとおり評価する。

判定	評価	評価点
A	該当する	5点
B	該当しない	0点

- ※ 共同事業体による応募の場合，構成員の中に市内中小企業が含まれていれば，「該当する」こととします。